

公益財団法人北海道市町村振興協会情報公開規程

平成24年4月16日 規程第9号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人北海道市町村振興協会（以下「この法人」という。）が、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）」及び定款に定めるところによる情報公開に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(法人の責務)

第2条 この法人は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 第5条に規定する情報公開の対象書類を閲覧又は謄写した者は、これによって得た情報を、本来の目的以外に使用してはならない。

(管理)

第4条 この法人の情報公開に関する事務は、この法人の事務局が統轄管理する。

(情報公開の対象書類)

第5条 この法人において情報公開の対象とする書類（以下「公開対象書類」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 定款
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書
- (7) 事業報告及び附属明細書
- (8) 監査報告
- (9) 財産目録
- (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (11) 評議員及び役員報酬等並びに費用に関する規程
- (12) 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産（当該財産を処分することによって取得した財産を含む。次号において同じ。）であって、当該財産を寄附した者等の定めた用途に従って使用し、若しくは保有しているものの明細
- (13) 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、当該財産を寄附した者等の定めた用途に充てるために保有している資金の明細

- 2 公開対象書類は、一般の閲覧に供するものとする。この場合において正当な理由がないときは、閲覧の請求を拒むことができない。
- 3 第1項第2号に規定する書類について、この法人の評議員以外の者から閲覧の請求があった場合には、これらに記載され又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除外して、これらの閲覧をさせることができる。
- 4 公開対象書類は、この法人が定める場所に常時備え置くものとする。
- 5 公開対象書類を備え置く期間等は、次のとおりとする。
 - (1) 第1項第3号、第4号及び第5号の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、当該書類を主たる事務所に備え置くものとする。
 - (2) 第1項第2号及び第6号から第13号までの書類については、5年間その主たる事務所に備え置くものとする。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第6条 公開対象書類の閲覧場所は、この法人の事務局とする。

- 2 閲覧できる日は、この法人の休日以外の日とし、閲覧の時間は、この法人の業務時間内とする。ただし、正当な理由があるときは、閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

(閲覧等に関する手続)

第7条 この法人の公開対象書類の閲覧等を希望する者から閲覧等の申し出があったときは、別記第1号様式に定める閲覧（謄写）申請書に必要事項の記入を求め、提出を受けるものとする。

- 2 閲覧（謄写）申請書が提出されたときは、別記第2号様式に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、申請のあった書類を閲覧に供するものとする。
- 3 閲覧者から閲覧している書類について説明を求められたときは、この法人の業務運営上重大な支障を及ぼす恐れがあると認められる事項を除き、事務局長又は事務局長があらかじめ指名した者が可能な限りその説明に努めるものとし、その経過については、別記第3号様式に定める質疑応答記録簿に記載しておくものとする。

(費用負担)

第8条 公開対象書類の閲覧は、無料とする。ただし、謄写（法令において認められている場合）を希望する者から謄写の交付請求があったときは、実費負担を求め、これに応じるものとする。

(電磁的記録)

第9条 公開対象書類が電磁的記録をもって作成されている場合の閲覧等請求については、法令の定めるところによるものとする。

(インターネットによる情報公開)

第10条 この法人は、第5条及び第6条の規定による情報公開のほか、広く一般の人々に対し、インターネットによる情報公開を行うものとする。

- 2 前項の規定による情報公開の内容及び方法等の詳細は、理事長が定める。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成24年度以後において作成した公開対象書類について適用する。

別記第1号様式（第7条第1項関係）

閲覧（謄写）申請書

公益財団法人北海道市町村振興協会

理事長 ○ ○ ○ ○ 様

申請年月日 年 月 日

申請者住所 〒 -

申請者氏名

電話番号

閲覧（謄写）の目的

閲覧対象書類（該当するものを○で囲んでください。）

1. 定款
2. 理事及び監事並びに評議員の名簿
3. 事業計画書
4. 収支予算書
5. 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
6. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書
7. 事業報告及び附属明細書
8. 監査報告
9. 財産目録
10. 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
11. 評議員及び役員報酬等並びに費用に関する規程
12. 寄附等による受入れ財産の明細
13. 寄附等による受入れ財産で、寄附者等の定めた用途に充てるために保有している資金の明細
14. その他（ ）

別記第3号様式（第7条第3項関係）

質 疑 応 答 記 録 簿

受付番号	受付年月日	質 疑 応 答 の 処 理 状 況
	. .	閲覧者(質 問 者) : 対応者(職・氏名) : [質疑応答の内容]
	. .	閲覧者(質 問 者) : 対応者(職・氏名) : [質疑応答の内容]